

社会福祉法人 杉風会

2021（令和3年）年度事業計画（案）

社会福祉法人杉風会は、「学校卒業後に集団生活や作業を通して互いに助け合いながら、社会に自立できるような場を与える。」との家族の強い思いで昭和62年10月に設立され、昭和63年4月よりれんげそう作業所の開所により事業が始まった。その後、親亡き後、子どもたちが安心して暮らせることを願って平成16年4月に知的障害者の入所施設「庄内」を開所した。更に2019年度より杉戸町の指定管理を受けて生活介護事業所「デイケアかわせみ」の事業を始めた。現在、障害者支援施設、障害福祉サービス事業、特定相談支援事業の他、日中一時支援事業を行っている。

「庄内」（障害者支援施設）において、介護者の病気や高齢による知的障害を持った方の緊急の短期入所利用の希望が増加し、複数の事業所の短期入所を長期間利用される方も増加してきている。入所支援においては満床状態で、短期入所利用希望者の日程の調整をせざるを得ない状況が続いている。「れんげそう作業所」（就労継続支援B型・生活介護事業所）「デイケアかわせみ」（生活介護事業所）においても、介護者の高齢化が進み、在宅での生活が困難になると思われるケースが複数ある。いわゆる「8050問題」が地域の福祉ニーズとして高まっているといえる。この問題については、令和3年度地域生活拠点事業開設にあたり、埼葛北地域の自立支援協議会・地域生活支援拠点プロジェクトチームにおいて課題が抽出され、実際に地域の障害者支援施設やグループホームで体験入所を実施など、障害を持たれた方の緊急の生活支援が円滑に進められる取り組みを行ってきた。当法人もそのプロジェクトに参画させていただき、地域の他機関と連携しながら、杉風会の地域福祉の役割について課題を整理してきた。この事業における杉風会の福祉的な役割は、地域にお住いの方々の安心できる福祉サービスの提供である。特に入所に関する生活面のサービスは地域において不足しており、住まいの場の確保は喫緊の課題であり、杉風会はその課題解決の一端を担っていきたい。

昨年度、杉風会は新たな事業展開を目指して、グループホーム建設用地を確保のため、2回にわたり住民説明会を実施したが、残念ながら地域住民の方のご理解をいただくことはできなかった。お話を伺う中で、知的障害を持った方に対しての偏見があり、話し合いでは解消できなかつたという経験を得た。地域共生社会実現の理念の下、障害を持った方も共々に地域社会の中での生活を目指す我々にとって現実の厳しさを突き付けられることになった。障がいを持った方々の社会から排除される悲しみを思うと、地域住民に対し障害者の人権擁護の啓発は避けては通れない課題である。

また、新型コロナウィルス対応のBCPの作成や環境調整など、感染予防に努めた。感染予防上の対応は、利用者の皆さんにとっては制限があり、日々報道されるニュース等で感染症に対する不安を持った生活となつた感がある。更に利用者やその家族が感染した場合の入院治療において、医療機関との良好な連携を図り、円滑な対応ができる取り組みが必要であるとの実感を得た。

①地域共生社会実現に向けて障害者が差別されたり、人権を侵害されたりすることのないようにするために障害者の人権擁護の啓発の取り組み、②グループホームの運営をはじめ、障害者の社会

参加を目指した支援、③地域の福祉ニーズを吸い上げ、多面的に解決するための他機関や他事業所との連携の強化、④安心・安全が保てる生活面の支援充実、⑤それらの事業や支援を担う人材の育成を課題として取り組む。

杉風会は、昨年度の取り組みによって知見を得た課題や現在の社会情勢を鑑み、法の理念及び第6期障害福祉計画等に基づいた活動が展開できるよう、今年度は法人としての体制を整えながら、事業計画を推し進めたい。

杉風会基本理念

施設の健全な運営に努め、利用者の人間性を尊重し意向に沿った、明るく豊かな生活が送れるよう活動の充実に努めます。

① 「施設の健全な運営に努め」とは、

安定した事業経営に努めるることはもちろんのこと、社会福祉法人及び各事業が求められる役割を自覚して、必要とされる地域社会福祉を模索しながら、地域に貢献することを目指すことである。

② 「利用者の人間性を尊重し」とは、

障害者的人権を尊重するために怠らず研鑽を積み重ね、虐待防止に努める姿勢を崩さないことである。

③ 「意向に沿った、明るく豊かな生活が送れるよう活動の充実に努めます。」とは、

意思決定支援に基づき、真のニーズを利用者と共に探りながら、自己肯定感を高め、ご本人が望む生活を送っていただくために、独断に陥らないようチームで検証し、より良い支援を目指した計画・実行に努めることである。

杉風会の基本理念、障害福祉の動向及び地域の課題を踏まえ今年度の重点課題を以下のとおりとする。

1. 地域のニーズに応える社会福祉事業の展開

- ・ 法人の体制強化の検討
- ・ 障害者個々のニーズに即した暮らしの場の提供
 - グループホームの建設・運営
 - 暮らしの場（グループホーム等）の選択肢の多様化に向けた取り組み
- ・ チームアプローチによる適切な支援の実施
 - 関係機関との情報共有【関係者会議の実施】
 - 本人の障害特性・ニーズの把握した個別支援【事業所内支援者会議の実施】
 - 職員の意識・支援力の向上【自己研鑽の機会の提供】
- ・ 埼葛北地域自立支援協議会への協力及び積極的な参画による地域の福祉ニーズの把握
- ・ 埼葛北地域における地域生活拠点事業への協力【ネットワークの構築・体験利用等】

2. 地域生活を目指した取り組み

- ・意思決定支援に基づく個別支援計画の実施
- ・関係機関（市区町村・相談支援事業所等）と連携し、体験を通してのグループホームへの移行に向けた取り組み
- ・地域生活を支えるための日中活動の充実
 - 就労移行支援B型事業所の工賃アップ・一般就労の向けた取り組み
 - 生活介護事業の活動の充実（軽作業、創作活動、リサイクル作業等の充実した日中活動の提供による暮らしの安定）
- ・相談支援の充実
 - 専従の相談支援専門員の配置
 - 地域の相談支援事業所とネットワークによる地域生活拠点事業への参画

3. 地域共生社会に向けた取り組み

- ・地域住民の理解が得られるよう丁寧な対応
 - 地元自治会との積極的交流等
- ・障害者の人権擁護への取り組み
 - 地域で開催される障がい者週間の行事等への積極的参画
 - 障害者虐待防止・人権擁護の計画的な研修の実施
 - 虐待防止委員会の強化

4. 人材育成

- ・キャリアパスを意識した研修体制の確立
- ・計画的な研修、施設見学等を実施し、研修効果を向上させる取り組み

5. I C Tを活用した業務改善への取り組み

- ・I C T活用についての検討チーム

【事業内容】

I. コンプライアンス（法令順守）に基づく法人運営

- ① 評議員会の開催
- ② 理事会（年3回以上の開催）
- ③ 運営協議会の開催（年1回以上）
- ④ 情報公開（ホームページの活用等）
- ⑤ 家族との連携（家族の会、後援会、個別支援計画の説明等）
- ⑥ 公益的取り組みの検討

II. 健全な組織運営

- ① 適正な予算執行
- ② 業務の効率化及び適正な職員配置

- ③ 責任を明確にした事業所の諸体制の検討
- ④ 規約、マニュアル等の見直し

III. 人材確保と人材育成

- ① 計画的な人材確保（令和4年度に向けた新卒採用への取り組み）
- ② キャリアパスの仕組みの検討
- ③ 職員の研修及びOJT体制の見直し
- ④ 外部研修・施設見学等の参加促進と情報共有の検討、資格取得に向けての支援体制づくり
- ⑤ 職員会議等を利用したミニ勉強会の開催（サポカレの活用）

IV. 共同生活援助事業の開始

- ① 高野台南2丁目のグループホームの建設運営
- ② その他グループホーム等生活の場の拡充

V. 災害に備えた体制作り

- ① 各事業所における激甚災害・水害・感染症等の事業継続計画（B C P）の見直し
- ② 災害時における法人内の協力体制の検討
- ③ 激甚災害に備えた施設の危険個所のチェックと対応
- ④ 職員・家族の安否確認及び連絡体制の確立
- ⑤ 地域住民との共同の防災訓練の検討・実施

VI. 地域ニーズに沿った支援体制の確立に向けて

- ① 強度行動障害等、地域において対応が難しい方の支援への取り組み（強度行動障害支援者研修の職員参加）
- ② 高齢化に向けた対応の検討（医療連携、バリアフリー当安心して暮らせる生活の場の確保、支援のあり方等）